

群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会課題研究評価
部会内規

平成26. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会内規第6条の規定に基づき、群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会評価部会(以下「部会」という。)に関して必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 部会は、学生が実施した課題研究の成果を評価する。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科専門職学位課程課題研究担当の専任教員(みなし教員を含む。)
- (2) 学外の教育関係者 若干人
- (3) 保護者 若干人
- (4) その他部会が必要と認めた者 若干人

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は、前条第1号の部会員の互選によるものとする。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(事 務)

第6条 部会の事務は、教務係において処理する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、教育学研究科長が行う。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 群馬大学大学院教育学研究科委員会専門職学位課程運営委員会課題研究評価部会内規(平成20年4月1日制定)は、廃止する。